



# 長野県報

2月23日(木)  
平成29年  
(2017年)  
第2852号

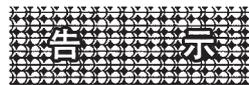
## 目次

### 告示

|   |   |
|---|---|
| 生活保護法に基づく医療機関の指定(地域福祉課).....                | 1 |
| 生活保護法に基づく指定を受けた医療機関の名称等の変更の届出(地域福祉課).....   | 2 |
| 生活保護法に基づく指定を受けた医療機関の業務の廃止の届出(地域福祉課).....    | 2 |
| 生活保護法に基づく施術者の指定(地域福祉課).....                 | 3 |
| 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知(3件)(森林づくり推進課)..... | 3 |
| 解除予定保安林(森林づくり推進課).....                      | 4 |
| 公共測量の終了(2件)(建設政策課).....                     | 4 |
| 都市計画事業の事業計画の変更認可(都市・まちづくり課).....            | 4 |

### 公告

|                                   |   |
|-----------------------------------|---|
| 県営土地改良事業の変更計画の策定及び縦覧(農地整備課).....  | 5 |
| 都市計画案の縦覧(都市・まちづくり課).....          | 5 |
| 開発行為に関する工事の完了(3件)(都市・まちづくり課)..... | 5 |
| 地方自治法に基づく監査結果に関する報告(監査委員事務局)..... | 6 |



### 長野県告示第65号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。)の規定により、医療機関を次のとおり指定しました。

平成29年2月23日

長野県知事 阿部 守一

病院、診療所又は薬局

| 名 称            | 所 在 地               | 指 定 年 月 日  |
|----------------|---------------------|------------|
| ウエルシア薬局 茅野本町店  | 茅野市本町西4604番地1       | 平成28年12月1日 |
| サンロード調剤薬局 南田店  | 駒ヶ根市南田10-15         | 平成28年12月1日 |
| 市川眼科医院         | 須坂市大字須坂178番地7       | 平成29年1月1日  |
| レイクウォーク歯科クリニック | 岡谷市銀座1-1-5レイクウォーク岡谷 | 平成28年11月1日 |

地域福祉課

## 長野県告示第66号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、指定を受けた医療機関から名称等が変更になった旨、次のとおり届出がありました。

平成29年2月23日

長野県知事 阿部 守一

## 1 診療所又は薬局

| 名称            | 所在地                | 変更事項         |           | 変更年月日     |
|---------------|--------------------|--------------|-----------|-----------|
|               |                    | 新            | 旧         |           |
| 薬局マツモトキヨシ 辰野店 | 上伊那郡辰野町伊那富神田2587-1 | 薬局マツモトキヨシ辰野店 | 辰野ファミリー薬局 | 平成29年1月4日 |

## 2 訪問看護ステーション

| 名称               | 所在地        | 変更事項             |               | 変更年月日      |
|------------------|------------|------------------|---------------|------------|
|                  |            | 新                | 旧             |            |
| 佐久総合病院訪問看護ステーション | 佐久市臼田197番地 | 佐久総合病院訪問看護ステーション | 訪問看護ステーションうすだ | 平成28年11月1日 |

地域福祉課

## 長野県告示第67号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、指定を受けた医療機関からその業務を廃止する旨、次のとおり届出がありました。

平成29年2月23日

長野県知事 阿部 守一

## 1 診療所又は薬局

| 名称       | 所在地            | 廃止年月日       |
|----------|----------------|-------------|
| 市川眼科医院   | 須坂市中町178-7     | 平成28年12月31日 |
| 小島歯科医院   | 松本市寿豊丘794-15   | 平成28年11月15日 |
| とどろき歯科医院 | 松本市浅間温泉1-10-25 | 平成28年12月31日 |

## 2 訪問看護ステーション

| 名称              | 所在地           | 廃止年月日       |
|-----------------|---------------|-------------|
| 訪問看護ステーション あさしな | 佐久市塩名田570番地1  | 平成28年10月31日 |
| 訪問看護ステーション のざわ  | 佐久市原71番地5     | 平成28年10月31日 |
| 訪問看護ステーション ひらね  | 佐久市上平尾1015番地2 | 平成28年10月31日 |

地域福祉課

## 長野県告示第68号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。)の規定により、施術者を次のとおり指定しました。

平成29年2月23日

長野県知事 阿部 守一

## 1 施術者

| 氏名    | 住所                 | 指定年月日      |
|-------|--------------------|------------|
| 吉田 瑞貴 | 諏訪市上諏訪10675-2      | 平成28年12月1日 |
| 井上 利和 | 諏訪市大字四賀2153-6      | 平成29年1月1日  |
| 東垣外 竜 | 下伊那郡豊丘村大字神稲12370-3 | 平成29年2月1日  |

## 2 施術所

| 名称      | 所在地                | 指定年月日      |
|---------|--------------------|------------|
| 諏訪接骨院   | 諏訪市大手1丁目5番4号       | 平成28年12月1日 |
| ここ治療院   | 諏訪市大字四賀2153-6      | 平成29年1月1日  |
| くましろ接骨院 | 下伊那郡豊丘村大字神稲12370-3 | 平成29年2月1日  |

地域福祉課

## 長野県告示第69号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成29年2月23日

長野県知事 阿部 守一

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
飯山市(次の図に示す部分に限る。)
- 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 変更後の指定施業要件
  - 立木の伐採の方法
    - 主伐は、択伐による。
    - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び飯山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

## 長野県告示第70号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成29年2月23日

長野県知事 阿部 守一

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
下高井郡山ノ内町(次の図に示す部分に限る。)
- 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 変更後の指定施業要件
  - 立木の伐採の方法
    - 主伐は、択伐による。
    - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び山ノ内町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

**長野県告示第71号**

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成29年2月23日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
下水内郡栄村(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び栄村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

**長野県告示第72号**

次の保安林を解除予定保安林としましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示します。

平成29年2月23日

長野県知事 阿部 守一

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
東御市(冠せず)大日向字下柳田540の7
- 2 保安林として指定された目的  
落石の危険の防止
- 3 解除の理由  
道路用地とするため

森林づくり推進課

**長野県告示第73号**

塩尻市長から、次のとおり測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

平成29年2月23日

長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類  
公共測量(塩尻市基盤地図修正)
- 2 作業期間  
平成28年6月9日から平成29年1月31日まで

- 3 作業地域  
塩尻市

建設政策課

**長野県告示第74号**

麻績村長から、次のとおり測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

平成29年2月23日

長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類  
公共測量(上水道施設台帳作成)地図情報レベル1,000、地図情報レベル2,500数値地形図データ整備
- 2 作業期間  
平成28年5月9日から平成29年1月31日まで
- 3 作業地域  
東筑摩郡麻績村

建設政策課

**長野県告示第75号**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成29年2月23日

長野県知事 阿部 守一

- 1 施行者の名称  
須坂市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
須坂都市計画道路事業 3・5・6号 八町線
- 3 事業施行期間  
平成23年7月28日から  
平成34年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
なし

都市・まちづくり課